

## 令和3年度鴻巣市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市に転入し、又は市内で転居した低所得者の世帯の婚姻に伴う新生活の費用を支援することにより、地域における少子化対策を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、鴻巣市補助金等の交付に関する規則（昭和54年鴻巣市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和4年2月28日までの期間（以下「対象期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された日において夫婦のいずれもが39歳以下である世帯をいう。
- (2) 住居費 対象期間において、婚姻を機に新たに住宅を取得した費用又は賃借するために要した費用（賃借に係る賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料）をいう。
- (3) 引越費用 対象期間において、引越業者又は運送業者へ支払う引越しに要する費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 対象期間において、新婚世帯が市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録をしていること。
- (2) 令和3年度（4月から6月までの申請にあっては令和2年度）の所得証明書又は非課税証明書をもとに、夫婦の所得を合算した額が4,000,000円未満であること。ただし、次の場合にあっては、それぞれの計算方法により算出した額とする。

ア 令和2年1月1日（4月から6月までの申請の場合は平成31年1月1日）から申請時までの間において、夫婦の双方又は一方が離職し、無職の場合 離職した者については、所得がないものとみなして、夫婦の所得を算出した額

イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合 夫婦の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額

(3) 新婚世帯の夫婦の双方又は一方が県又は市が指定するライフデザインに関する講座等を受講すること。

(4) 市税の滞納がないこと。

(5) 生活保護による住宅扶助を受けていないこと。

(6) 過去に、内閣府が定める地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に規定する結婚新生活支援事業として都道府県又は市区町村が交付する補助金の交付を受けていないこと。

(7) 新婚世帯に鴻巣市暴力団排除条例（平成24年鴻巣市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員を含まないこと。

（補助対象費用）

第4条 補助の対象となる費用は、対象期間の住居費と引越費用を合算した額とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当分を控除した額とする。

（補助金の額）

第5条 1世帯当たりの補助金の上限額は、次に掲げる額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 夫婦のうち、婚姻日における年齢の高い者が29歳以下の新婚世帯 60万円

(2) 夫婦のうち、婚姻日における年齢の高い者が30歳以上39歳以下の新婚世帯 30万円

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、

鴻巣市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類又はその写しを添えて、令和3年4月1日から令和4年2月28日までの期間に市長に提出しなければならない。ただし、第4号から第9号までに掲げる書類について、当該書類に係る事実がない場合は、その添付を省略することができる。

- (1) 戸籍謄本（申請日において戸籍謄本を発行することができない場合は、婚姻届受理証明書）
  - (2) 住民票の写し
  - (3) 所得証明書又は非課税証明書
  - (4) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類
  - (5) 離職証明等
  - (6) 住宅の売買契約書
  - (7) 住宅の賃貸借契約書及び賃料、共益費、仲介手数料に係る支払いが分かる領収書等
  - (8) 住宅手当支給証明書（様式第2号）
  - (9) 引越費用に係る領収書
  - (10) 市税の滞納がないことを証明する書類
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、鴻巣市結婚新生活支援補助金交付決定・却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、第1項各号に掲げる書類に不備があった場合は、令和4年3月10日までに当該書類を提出しなければならない。

（申請事項の変更）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに鴻巣市結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第4号）に、同条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類又はその写しを添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、

適当であると認めるときは、鴻巣市結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 交付決定者は、第6条第2項又は前条第2項の通知書を受けた場合は、鴻巣市結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、鴻巣市結婚新生活補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) その他この告示に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、第7条第2項の規定により補助金の交付決定を変更した場合及び前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、鴻巣市結婚新生活支援補助金返還請求書（様式第8号）により当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（報告等）

第11条 市長は、補助金を交付する前又は交付した後にかかわらず、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（関連書類の整備）

第12条 交付決定者は、補助対象費用を明らかにした書類、帳簿等を整備しておかななければならない。

2 前項に規定する書類、帳簿等は、当該補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月10日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項に規定する日までに行われた第6条第1項の規定による補助金の交付申請に係る第6条第2項から第12条までの規定の適用については、前項の規定にかかわらず同日後も、なお効力を有する。